

令和2年5月28日

環境部環境政策課

環境政策課所管施設等の使用再開について

施設等	再開予定日	考え方
環境楽習館	6月3日(水)	都ロードマップSTEP2「集会・展示施設」と類推。火曜休館のため3日(水)より開館。
公園遊具(大型・複合・健康遊具)	5月26日(火)	都がロードマップSTEP1により都立公園(一部)・都道を26日に再開したことに倣い再開。
公園団体使用	6月1日(月)	児童・生徒との競合による密を回避するため、市立小中学校の分散登校開始に合わせ再開。
中町三丁目暫定広場全面使用	6月1日(月)	GWを含む5月中の集団使用を特に制限するためバリエーションを設置。1日より全面使用再開。
滄浪泉園	6月3日(水)	都ロードマップSTEP1「文化的施設」と類推。火曜休園のため3日(水)より開園。
栗山公園バーベキュー広場	当面の間使用中止	飲食による感染を防止するため、都立公園のバーベキュー広場再開に合わせ再開予定。

生涯学習部所管施設の再開に向けたステップ(東京都ロードマップとの連携)

施設名		段階的な制限内容			
STEP-0		STEP-1	STEP-2	STEP-3	
スポーツ施設	総合体育館	6/2再開 市内在住者を対象に大体育室・小体育室・プールの個人利用再開 感染防止対策徹底	基本的にはSTEP-1同様とする。状況により判断する。	通常開館(トレーニング室除く) 感染防止対策徹底	
	栗山公園健康運動センター	6/2再開 市内在住者を対象にプールの個人利用再開 感染防止対策徹底	基本的にはSTEP-1同様とする。状況により判断する。	通常開館(トレーニング室除く) 感染防止対策徹底	
	一中クラブハウス	6/2再開 市内在住者を対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底
スポーツ施設(屋外)	上水公園運動施設(グラウンド・テニスコート)	6/2再開 市内在住者を対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) 感染防止対策徹底	管理棟・クラブハウス入場制限 感染防止対策徹底	通常開館 感染防止対策徹底	
	市テニスコート場	6/2再開 市内在住者を対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) 感染防止対策徹底	管理棟・クラブハウス入場制限 感染防止対策徹底	通常開館 感染防止対策徹底	
	一中テニスコート	6/2再開 市内在住者を対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて(6月中は利用中止) 感染防止対策徹底
	南中学校テニスコート夜間開放	(6/15再開を想定) 中学校の施設利用状況を踏まえて 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて 感染防止対策徹底	中学校の施設利用状況を踏まえて 感染防止対策徹底

図書館本館、緑分室	5/20予約資料の貸出し窓口開設 (10-17)	5/27WEB・電話での予約受付開始 6/3開館 入館後30分以内の利用 (10-17)	未所蔵資料の予約受付開始	通常開館(感染防止策継続) 夜間開館の開始 別館の学習室利用
図書館 図書館東分室、貫井北分室	5/20予約資料の貸出し窓口開設(9-17)	5/27WEB・電話での予約受付開始 6/3開館 入館後30分以内の利用 (9-17)	未所蔵資料の予約受付開始 6/3開館 入館後30分以内の利用 (10-17) ※溢れた図書の置き場が確保できな ければ、暫くは館内の利用を制限 する可能性もあり	通常開館(9-19)(感染防止策継続)
西之台会館図書室	臨時休館	5/27WEBでの予約受付再開	施設再開(6/2以前にステップ2に移 行した場合は6/3から) ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/2以内) ・時間制限(9-22⇒9-17) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・使用内容制限(飲食を提供するも の、カラオケ、囲碁将棋等の休業要 請施設一覧(都)にある「基本的に休 止を要請する施設」に記載される内 容) ・ロビー及びコミュニケーション スペースの利用不可	通常開館(感染防止策継続)
公民館 公民館本館・貫井南分館・緑分館	臨時休館	臨時休館	施設再開 ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/23以内) ・時間制限(9-22⇒9-20) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・感染防止対策の徹底 ・ロビーの使用は不可、コミュニテ ィスペースは一部利用可	施設再開 ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/23以内) ・時間制限(9-22⇒9-20) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・感染防止対策の徹底 ・ロビーの使用は不可、コミュニテ ィスペースは一部利用可
公民館 東分館・貫井北分館	臨時休館	臨時休館	施設再開(6/2以前にステップ2に移 行した場合は6/3から) ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/2以内) ・時間制限(9-22⇒9-17) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・使用内容制限(飲食を提供するも の、カラオケ、囲碁将棋等の休業要 請施設一覧(都)にある「基本的に休 止を要請する施設」に記載される内 容) ・ロビー及びコミュニケーション スペースの利用不可	施設再開 ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/23以内) ・時間制限(9-22⇒9-20) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・感染防止対策の徹底 ・ロビーの使用は不可、コミュニテ ィスペースは一部利用可
公民館 文化財センター	臨時休館	6/2から開館 感染防止対策徹底 ※一度に入館する人数を制限(概ね 20人まで) ※学習室・南室は当面の間使用中 止	施設再開(6/2以前にステップ2に移 行した場合は6/3から) ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/2以内) ・時間制限(9-22⇒9-17) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・使用内容制限(飲食を提供するも の、カラオケ、囲碁将棋等の休業要 請施設一覧(都)にある「基本的に休 止を要請する施設」に記載される内 容) ・ロビー及びコミュニケーション スペースの利用不可	施設再開 ・定員制限(原則:概ね各室の定員 の1/23以内) ・時間制限(9-22⇒9-20) ・使用者把握対応(利用者において 把握する) ・感染防止対策の徹底 ・ロビーの使用は不可、コミュニテ ィスペースは一部利用可
その他 清里山荘	臨時休館	臨時休館を継続	臨時休館	臨時休館
その他	臨時休館	臨時休館を継続	臨時休館	臨時休館

国が示している社会経済活動の再開の目安(都道府県をまたぐ移動及び  
観光)に基づき対応とすることを原則とする。(6月19日以降の再開を予  
定)

市民部所管施設の再開に向けたステップ(東京都ロードマップとの連携)

施設名		段階的な制限内容		
	STEP-0	STEP-1	STEP-2	STEP-3
文化施設 小金井宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	臨時休館(電話) 受付業務のみ 9時～17時	6/1～ 臨時休館(電話/窓口) 受付業務のみ 9時～19時	～6/8 臨時休館(6/9 定例休館日) 6/10 一部開館(利用基準変更あり) 窓口業務再開 9時～19時 練習室・和室・市民ギャラリー・マルチパーパススペース(※Dは有料貸出しのみ) 9時～17時 各施設定員の概ね1/2 感染防止対策徹底	開館(ステップ3宣言から1週間後/利用基準変更あり) ステップ2の開館施設に加え、ホール・小ホール・マルチパーパススペース(※Dはフリースペース開放) 開館時間 9時～22時 各施設定員の概ね1/2以下とする。 感染防止対策徹底
はけの森美術館	所蔵作品展(会期:3月22日～5月10日)を中止し、本年度に予定していた次期作品展(所蔵作品展:7月下旬開催予定)の準備のため休館			
集会施設	臨時休館	6/1 窓口業務再開(9時～17時)	6/1開館(利用基準変更あり) 各室定員の概ね1/2 開館時間9時～17時 感染防止対策徹底	開館(ステップ3宣言後一定準備期間経過後/利用基準変更あり) 各室定員の概ね1/2 開館時間9時～22時 感染防止対策徹底

※太枠部分がSTEP-2における対応内容

令和2年5月28日  
子育て支援課

### 緊急事態宣言解除後のひろば対応について

#### 1 今後の対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除され、それに伴い東京都においても各種施設の使用制限等の解除が順次行われる予定である。

本市においても親子遊びひろばについては、感染が広がることを防止するため、令和2年4月11日から6月1日まで、小金井市子ども家庭支援センター条例第4条第2項に基づき、親子遊びひろば「ゆりかご」事業について臨時閉所としている。

本来であれば解除後速やかな開所を行うところであるが、6月1日まで閉所予定であったため、ひろばでの子育て相談の予約が5月30日まで入っており、また、相談時には子どもの遊び場や保育の場として、ひろばを活用していることから、当初の予定どおり6月1日まで閉所とし、翌2日から開所することとする。

なお、引き続きの感染予防対策（検温など）と行い、当面の間、施設の消毒作業を設け、利用者間の一定の距離をとって利用いただけるよう、場合によっては入場制限や利用時間の制限を行うことを事前周知し、開所することとする。

#### 2 開所再開日

令和2年6月2日（火）～

#### 3 当面の施設運用について

##### (1) 開所時間（おおむね2週間程度、6月13日まで）

午前10時～午後0時、午後1時30分～午後4時

※ 午後0時～午後1時30分の間は施設内の消毒作業（床、遊具等）を行う。

##### (2) 入場制限

ソーシャルディスタンスを考慮し、おおむね20組程度とする。

なお、目安を超える来所者があった場合には、入場制限や入替制を行い対応する。

##### (3) 昼食場所提供

6月16日（火・予定）より当面の間、午前11時～午後2時において3テーブルを提供し、30分程度の入替制を実施する。

##### (4) 6月のイベント系（講座やお楽しみ会）は中止

## 市立児童館の再開について

市立児童館4館について、6月1日から開館して事業を段階的に再開します。

開館にあたっては、引き続き感染予防対策と行い、当面の間、施設の消毒作業を設け、利用者間の一定の距離をとって利用いただけるよう、場合によっては入場制限や利用時間の制限を行うことを事前周知しつつ、利用者の協力を求めています。

### 記

#### 1. 段階的再開

##### (1) 6月1日から **自由来館・子育てひろば・専門相談の再開**

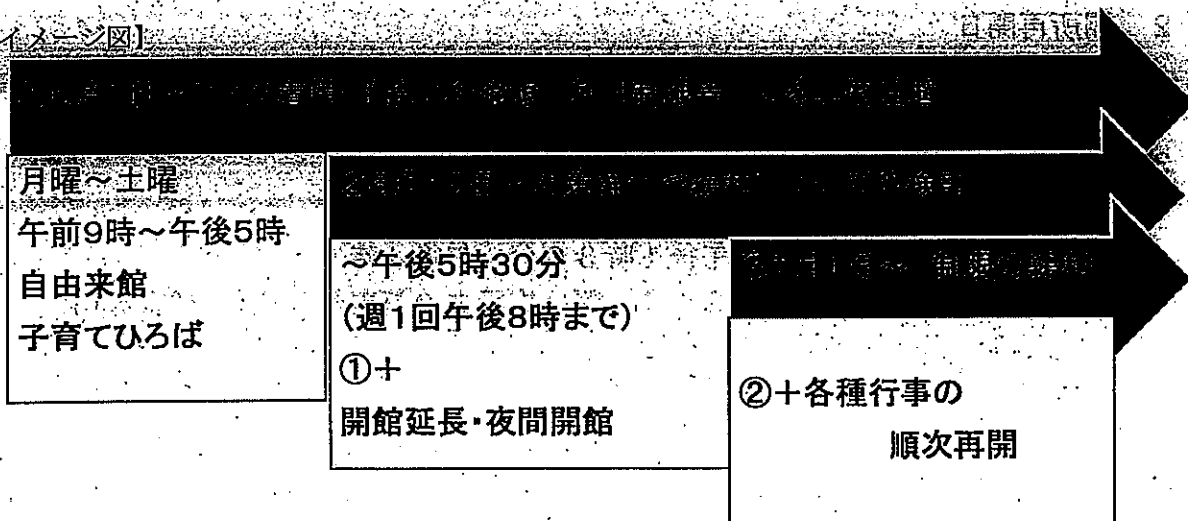
- 開館時間：月～土・午前9時～午後5時
- 正午から1時は施設消毒
- 開館から午後2時までは原則乳幼児保護者、2時以降は小学生以上の優先時間とする。
- 各種行事・施設貸出（バンド室等）は6月末まで中止する。

##### (2) 6月15日から **開館延長及び夜間開館の再開**

- 開館時間：午前9時～午後5時30分（週1回午後8時まで）

##### (3) 7月1日から **各種行事を順次再開**

#### 【再開イメージ図】



※ 感染対策：来館者のマスク着用・手洗いの徹底（乳幼児を除く）。  
風邪症状等の場合の利用禁止。利用時間・人数の制限。  
十分な換気。施設及び遊具の消毒。利用者情報の管理。

※ 学童保育所の子育てひろばについては、学校再開状況や感染症防止対策の関係などの事由により再開時期を検討中。

※ プレーパークは、6月末まで休止。

令和2年5月26日

市内保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

令和2年6月の市内保育施設等における家庭保育のお願いについて

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月10日付け「緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について」にて、保護者の皆様に登園の自粛を要請をさせていただいたところです。

緊急事態宣言は解除となりましたが、国や東京都からは基本的な感染防止等の徹底を継続する必要がある旨など示されていることから、小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、下記のとおり**令和2年6月30日**まで家庭保育のご協力をお願いすることと決定いたしましたのでお知らせします。

**引き続き6月1日から6月30日の期間に保育の利用を希望される場合は、所定の書類を事前に園へ提出することとなりますので、ご注意ください。**

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）まで
- 2 対 象 全ての世帯での協力をお願いします。  
ただし、次の①又は②のいずれかに該当する世帯については、保護者がその理由を在籍している保育施設に申請してください。  
① 保護者のいずれも仕事を休むことが困難な場合  
② ①以外の理由によるやむを得ない事情で家庭で保育ができない場合  
※ 保育を希望する場合は、「令和2年6月の家庭保育のお願い期間における保育の利用申請書」又は「園指定の書類」を在籍している保育施設に提出し、保育を利用するための確認を受けてください。

※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。

※ 上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

また、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

令和2年6月の家庭保育のお願い期間における保育の利用申請書

(宛先) 保育施設長

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (保護者) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和2年6月について、次の理由で家庭での保育が困難なため、保育施設の利用を申請します。

申請理由 (当てはまる項目の□にチェックしてください。)

<input type="checkbox"/>	保護者のいずれも仕事を休むことが困難な場合
<input checked="" type="checkbox"/>	やむを得ない事情で家庭で保育ができない場合 理由記入欄 (例) 障がいや疾病、介護要件での認定を受けており、現にその症状・状況で自宅において児童の保育をどうしても行えない場合など

2 利用希望児童

氏名	クラス年齢
	歳クラス
	歳クラス
	歳クラス

3 利用希望日

利用を希望する日の「利用希望」欄に○を記入し、利用時間を記入してください。

利用希望	日(曜日)	利用時間	利用希望	日(曜日)	利用時間
	6月1日(月)			6月16日(火)	
	6月2日(火)			6月17日(水)	
	6月3日(水)			6月18日(木)	
	6月4日(木)			6月19日(金)	
	6月5日(金)			6月20日(土)	
	6月6日(土)			6月22日(月)	
	6月8日(月)			6月23日(火)	
	6月9日(火)			6月24日(水)	
	6月10日(水)			6月25日(木)	
	6月11日(木)			6月26日(金)	
	6月12日(金)			6月27日(土)	
	6月13日(土)			6月29日(月)	
	6月15日(月)			6月30日(火)	



令和2年5月27日

保護者各位

小金井市子ども家庭部  
児童青少年課長 鈴木 剛  
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の学童保育の利用について  
(6月の利用上の注意点について)

日頃より本市学童保育所の運営にご理解をいただきありがとうございます。

また、緊急事態宣言中における登所自粛の要請に対してご協力をいただき感謝申し上げます。緊急事態宣言が解除され、市立小学校では6月1日から一部登校が再開されることとなっております。

本市学童保育につきましては、社会経済活動の再開及び市立小学校の再開と合わせて通常保育に近づけていく予定ですが、今後第2波の感染拡大も懸念されるなど依然として予断を許さない状況下にあることから、感染防止の措置を講じつつ、必要な方への保育体制を維持してまいります。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止をご理解いただき、家庭保育が可能な場合は引き続き家庭保育にご協力くださいますようお願いいたします。今後も児童の安全を第一に保育を進めて参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、利用にあたりましては、下記にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 家庭保育のお願い

子どもの健康と安全を考慮し、分散登校日の授業終了後あるいは登校日以外の日において、家庭保育が可能な場合はご協力をお願いします。

2 保育時間

**【分散登校期間】〔6月1日(月)～〕 原則、午前8時から午後5時まで**

※家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

**【全面再開】〔6月15日(月)～〕 放課後から午後6時まで (延長は午後7時まで)**

※土曜日は午前8時から

3 利用の連絡について

6月中の学童保育の利用予定を確認するため、必ず別紙**出席予定表**を学童保育所まで提出してください。用紙は、各学童保育所にもあります。

なお、提出後、利用予定に変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

提出がない方は欠席とします。その場合の欠席連絡は不要です。

4 感染症対策

マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

## 5 受け入れ条件

### (1) 検温

登所前(登校前)に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

### (2) その他の体調

咳などの症状がある場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

## 6 育成料等の取扱いについて

### (1) 育成料の日割計算

6月の学童保育育成料は利用日数に応じて日割計算により減額する予定です。

現在育成料の徴収は停止しておりますが、徴収方法及び徴収時期等の詳細が決まりましたら別途お知らせいたします。

### (2) 延長保育の利用について

6月以降の延長保育の利用を申請された方で、6月以降に延長保育の利用をなくなった場合は、別途、「延長保育解除届」の提出が必要です。

※ 延長保育解除届は、学童保育所、市役所、及び市ホームページに掲載がございます。

## 7 保育内容

3密を防ぎながらの保育のため、行事等の集団での活動は中止します。その他、保育内容についても変更する場合があります。

## 8 その他

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、予めご了承ください。

## 9 問合せ先

### ① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 042-383-9847

### ② 市立学童保育所各所

学童保育所	電話番号
さくらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所 A	042-385-3370
あかね学童保育所 B	042-385-3372
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167

【学童保育所用】

学童保育所 出席予定表 (令和2年6月分)

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者 (保護者) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

1 利用希望児童

学童保育所名	氏名	学年

2 利用希望日

裏面をよくお読みの上、下記表をご記入ください。

- ① 利用を希望する日の「利用希望」欄に「○」を記入し、利用時間を記入してください。
- ② 6月12日(金)までの期間で、登校日がある場合は、「登校予定日」欄に「○」を記入してください。
- ③ 「降所方法」欄には「1人」「迎」「集団」いずれかを記入してください。

利用希望	登校予定日	日にち	利用時間	降所方法	利用希望	日にち	利用時間	降所方法
		(6月)				(6月)		
		1日(月)	: ~ :			16日(火)	: ~ :	
		2日(火)	: ~ :			17日(水)	: ~ :	
		3日(水)	: ~ :			18日(木)	: ~ :	
		4日(木)	: ~ :			19日(金)	: ~ :	
		5日(金)	: ~ :			20日(土)	: ~ :	
		6日(土)	: ~ :			22日(月)	: ~ :	
		8日(月)	: ~ :			23日(火)	: ~ :	
		9日(火)	: ~ :			24日(水)	: ~ :	
		10日(水)	: ~ :			25日(木)	: ~ :	
		11日(木)	: ~ :			26日(金)	: ~ :	
		12日(金)	: ~ :			27日(土)	: ~ :	
		13日(土)	: ~ :			29日(月)	: ~ :	
		15日(月)	: ~ :			30日(火)	: ~ :	

※登校日は、時間になったら学童保育所から送り出します。

※学校の1時間目に分散登校がある児童は、授業終了後からの保育となります。

【裏面に続きます】

保護者の皆様におかれましては、次の事項を必ずご確認ください。また、お子様の体調に十分留意いただき、学校の登校予定日をご確認の上、予定表の提出をしていただくようお願いいたします。

### 1. 保育時間

【分散登校期間】〔6月1日(月)～〕 原則、午前8時から午後5時まで

※家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

【全面再開】〔6月15日(月)～〕 放課後から午後6時まで（延長は午後7時まで）

※土曜日は午前8時から

### 2. 受け入れ条件

#### (1) 検温

登所前に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

#### (2) その他の体調

咳などの症状がある方場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

※3 できるだけマスクの着用をお願いします。

### 3. 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係 電話042-387-9847

② 市立学童保育所 電話番号

さくらなみ学童保育所 042-383-1183

たけとんぼ学童保育所 042-383-5488

あかね学童保育所 A 042-385-3370

あかね学童保育所 B 042-385-3372

さわらび学童保育所 042-383-5489

たまむし学童保育所 042-385-9280

まえはら学童保育所 042-383-1179

ほんちょう学童保育所 042-385-3360

みどり学童保育所 042-383-1178

みなみ学童保育所 042-383-1167

# ICTを活用した「未来の小金井の教育推進プラン」

教育スローガン

笑顔いっぱい。ワクワクいっぱい

様々な課題に対して当事者意識をもって、  
創造的に問題解決しようとする子供の育成

子供1人ひとりの「Agency」の育成

## —STEAM教育の推進—

幅広い分野で、新しい価値を創造できる人材の育成  
— 産学連携・地域連携・人材の活用のさらなる充実 —

### 『知る』⇔『創る』の循環

- 効率的な知識の獲得と創造的な学びの充実
- アクティブラーニングのさらなる充実

### 超情報化社会を 生きる力の育成

- 万全のセキュリティ・スキルの獲得
- 情報リテラシー獲得  
(プレゼンテーション能力・タイピング等)
- 情報活用能力

### 個別最適化学習の推進

- いつでも (必要とする時)
- どこでも (学校・家庭でも)
- 何度でも (納得するまで)
- どんな状況でも (登校できなくても)

### ICT機器を活用した 協働学習 の推進

まなひポケットの活用

EdTech等の活用

### プログラミング教育

- 答えのない問い
- 論理的思考力の育成

## 小金井GIGAスクール構想

子供1人に1台のコンピュータの整備  
高速インターネット環境の整備

新しい授業を創造  
する教師へ

教育資源の情報化  
(共有ホルダーの活用)

- ・指導事例・実践の共有
- ・教材の共有
- ・個別対応事例の共有

校務の情報化  
(校務用パソコンの活用)

- ・起案決裁の効率化
- ・成績管理の効率化
- ・各種計画の共有

### 教員の 働き方改革

情報共有による  
業務の削減・効率化

## Agencyとは: (OECD Education2030 プロジェクトより)

自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力

・これまでの枠にとらわれず、新しい価値を創造する力・将来の目標を見据え、責任をもって行動する力・自ら積極的に、対立やジレンマを調整する力

★小金井市では、その子の特性等を踏まえ、その子なりの「Agency」を育むことを目的とする。

## STEAM教育とは:

Science、Technology、Engineering、Art、Mathematicsの頭文字をとったものである。これは、AI等の進展により、人の役割が大きく変化し、複雑化する現代社会の問題を、各教科・領域特有の知識や考え方を統合的に働かせて解決しようとする学習である。

その目的として

①科学・技術分野の成長や革新・創造に特化した人材育成を志向する

②すべての児童生徒に対する市民としてのリテラシーの育成を志向する

★小金井市では、子供の実態を踏まえ、ICTを効果的に活用して協働学習を充実させることにより、STEAM教育に取り組む。

## 超情報化社会を生きる力とは:

AIやビッグデータの活用による最近の情報化の進展は、人間の生き方そのものを大きく変える可能性がある。そのような「超情報化社会」の中でも、情報に振り回されることなく、情報を適切に扱い、自分らしく、よりよい生活を送れるようになるための「新しい情報活用能力」を身につける必要がある。

★小金井市では、今後、次世代教育推進委員会において、1人1台のコンピュータ活用方法の検討だけでなく、未来を豊かに生きることができる情報リテラシーについて検討するとともに、定着に向けた教材開発を行うこととする。

## 知る→創るの循環とは:

教科や総合的な学習の時間や特別活動等のカリキュラム・マネジメントを通じ、1人ひとりの子供の学びに対するワクワク感を呼び覚まし、知識を習得する(=「知る」)ことと、探究・プロジェクト型学習(PBL)の往還を通じ、創造的・論理的に思考し、未知の課題の解決策を見出す(=「創る」)ことが循環する学びを実現すること。

★小金井市では、デジタル教材や動画等により、効率的に知識を獲得することによって、友達や教師さらに、専門家等との対話を重ねる時間を確保し、未来を創造する基礎を学び、未知の問題解決への意欲を高めることを目的とする。

## 個別最適化学習とは:

スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオを活用し、子供1人ひとりの学習傾向や活動状況を捉えて、教師が子供に適切な学習課題を自覚させること、及び、子供が自ら自身の課題を解決するための学習課題や教材を選択できる環境を整えること。

★小金井市では、どのような環境下でも、「学びを止めない環境」を整えることを加える。

## 新しい授業を工夫・創造する教師とは:

未来の教育を実現するためには、教師の「権威」や「指揮権」を手放し、「教壇の賢人」から「子供の学びに寄り添うガイド役」になることが求められる。

★小金井市では、子供の声に耳を傾ける能力、子供が自ら解決したいと思える課題を提供できる能力、子供の思考を広め、深めるための適切な問い掛けができる能力、子供の思いを形に示す能力、子供がもてる力を形にする能力、学級集団の共通のビジョンを明確にし、実現可能な方向に導く能力等を、未来の小金井の教育を実現する教員に求められる能力であると捉える。また、これらの能力は、保護者・地域等にも浸透することを期待するものである。

## 令和2年第2回小金井市議会定例会補正予算（案）における 新型コロナウイルス感染症対策について

### 1 予算規模

総 額	1,102,154千円
-----	-------------

### 2 補正事項（小金井市緊急対応方針の取組）

(1) いのちを守る	25,250千円
------------	----------

- |   |                             |           |
|---|-----------------------------|-----------|
| ○ | PCR検査センターの整備                | 935千円     |
|   | 感染防護衣及び非接触式体温計をPCR検査センターに提供 | 一般会計（第3回） |
- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| ○ | 医療機関や福祉施設におけるマスク等の調達支援                        | 6,285千円   |
|   | 新型コロナウイルス感染拡大防止のために配布していたアルコール消毒液及びマスクの補充・備蓄等 | 一般会計（第3回） |
- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| ○ | 集団健診の個別健診化   | 14,098千円  |
|   | 新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査、3歳児歯科健康診査、一般歯科健康診査（妊婦）について医療機関での個別健診を実施 | 一般会計（第3回） |
- |   |                             |           |
|---|-----------------------------|-----------|
| ○ | 市施設における感染防止対策               | 2,618千円   |
|   | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書消毒機を導入 | 一般会計（第2回） |
- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| ○ | 東京都知事選挙における感染症予防対策                              | 1,314千円   |
|   | 令和2年7月5日執行の東京都知事選挙において第二期日前投票所（マロンホール）の期間延長を実施等 | 一般会計（第2回） |

(2) くらしを守る	812,587千円
------------	-----------

- |   |            |          |
|---|------------|----------|
| ○ | 子育て世帯等への支援 | 44,653千円 |
|---|------------|----------|

  - |   |  |            |
|---|--|------------|
| ・ | 児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金給付事業   | (28,145千円) |
|   | 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な面で影響を受けているひとり親家庭等を経済面から支援するため、児童扶養手当（国制度）の受給者に対して、令和2年7月支給分（令和2年5・6月分）と同額を給付 | 一般会計（第2回）  |
  - |   |  |           |
|---|--|-----------|
| ・ | 育児支援ヘルパー派遣事業   | (621千円)   |
|   | 育児支援ヘルパー派遣事業の拡充を10月から7月に前倒しして実施するとともに、利用者負担を1,000円から500円に軽減し、併せて派遣委託料単価の引上げを実施 | 一般会計（第3回） |
  - |   |   |           |
|---|---|-----------|
| ・ | 妊婦への育児パッケージ配布事業   | (7,284千円) |
|   | 新型コロナウイルス感染予防の観点から、妊婦に対してタクシーチケット等として利用できる育児パッケージ1万円分の配布とともに、アンケートを実施 | 一般会計（第3回） |
  - |   |  |           |
|---|--|-----------|
| ・ | 妊婦へのマスク配布事業                                  | (314千円)   |
|   | 新型コロナウイルス感染予防の観点から、妊婦に対して国において一括購入した布製マスクを配布 | 一般会計（第3回） |

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里帰り等予防接種費助成金事業 (8,289千円)</li> </ul>	(8,289千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>里帰り等で予防接種を受診する母子に対して接種費用を助成 (単価・人数の増加)</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)
○ 保育施設及び学童保育所における保育の確保	9,827千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料及び延長保育料の還付 (6,200千円)</li> </ul>	(6,200千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛要請に基づき、令和2年3月に保育園の利用を控えていただいた方に対して保育料等を日割りにて還付</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学童保育育成料及び延長育成料の還付 (3,627千円)</li> </ul>	(3,627千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大に伴う登所自粛要請に基づき、令和2年3月に学童保育所の利用を控えていただいた方に対して学童保育育成料等を日割りにて還付</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)
○ インターネット等を活用した家庭学習の支援	736,665千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時休校期間における子どもたちの学びを継続し、ICT技術を活用した教育機会を確保するため、児童・生徒一人につき1台ずつの教育用パーソナルコンピュータの配備及びこれに伴う各学校の情報通信環境の整備</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第2回)
○ 生活困窮者への住居確保給付金の要件緩和	14,927千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響で家賃の支払いが困難となる方に対して住居確保給付金を支給</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)
○ 高齢者世帯への支援	3,015千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症予防のため、外出を控える高齢者の命に関わる熱中症対策支援として、高齢者世帯の冷房機器の購入及び設置に要する費用を助成</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第2回)
○ 国民健康保険等における傷病手当金の支給	3,500千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給</li> </ul> </li> </ul>	国民健康保険特別会計 (第1回)

<b>(3) 地域を守る</b>	<b>251,610千円</b>
------------------	------------------

○ 市内事業者の資金繰りの支援	251,610千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、前年と比較して売上げが15%以上減少している等の一定の要件を満たした市内の中小企業者等 (法人 (NPO法人等を含む。)) 及び個人事業主) に対して事業継続支援給付金20万円を支給</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第2回)

<b>(4) 市民サービスの基盤を守る</b>	<b>12,707千円</b>
-------------------------	-----------------

○ 市職員、窓口等における感染防止	2,332千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止のために配布していたアルコール消毒液及びマスクの補充・備蓄等</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)
○ 市施設における運営体制の補償	10,375千円
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>小金井 宮地楽器ホール (市民交流センター)、少年自然の家、総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理者に対する損失補償</li> </ul> </li> </ul>	一般会計 (第3回)



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附について

市民の方からの寄附の申出等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附の受付を行う。

### 1 寄附金の使途

感染症拡大の防止や新型コロナウイルスの影響から市民生活を守るための支援に活用する。

(医療関係従事者への支援、事業者への支援、ひとり親世帯など著しい生活への影響を受けた方への支援、子どもたちへの支援など)

### 2 寄附の方法

がんばれ小金井寄附金 (ふるさと納税)

### 3 時期

6月上旬から開始予定

対策本部会議の分散開催について（案）

新型コロナウイルス感染症対策本部の開催については、第19回の本部開催（4月19日）からWEB開催として場所を2箇所分散して行ってきた。この度、東京都知事選挙が執り行われることにより、602会議室、601会議室の使用が不可能となった。

そこで、緊急対応として、別紙の「各WEB会議ツール」を参考に「ZOOM」又は「LINE」を活用して会議を開催することとする。

なお、選挙が終了次第、開催スタイルについて再検討することとしたい。

- 1 期 間 令和2年5月28日開催以降、次回開催から都知事選挙が終了するまで
- 2 開催場所 （例）庁議室（7人）、第一会議室（12人）、第5会議室、自席など
- 3 その他 機材については、個人所有のツールを使用することを想定する。

# WEB会議導入の課題と解決策

## 各Web会議ツールの無料向け機能を比較

	LINE	Facebook Messenger	ハンアウト	Skype	Zoom	Cisco Webex Meetings	Microsoft Teams
Web							
OS 対応 アプリ	Windows版						
	macOS版						
	iOS版						
Android版							
最大接続人数	200人	50人	100人	500人	100人	100人	250人
PC画面共有							
アカウントなしで参加							
録音・録画							
その他、 装飾機能など							

● OSによって機能や仕様に制限が出る場合がある。 ※1 Web (Chrome) 版はビデオ通話非対応。 ※2 別途、Chrome向けプラグインが必要。  
 ※3 3人以上の会議は40分の時間制限がある。有料版は最大24時間に延長。 ※4 ホストのみ対応。 ※5 有料版で利用可能。

東京都からのマスク提供（介護事業所向け）  
令和2年5月29日（金）配布

番号	事業所名	マスク配布枚数
1	かたくり小金井	250
2	かたくり小金井	250
3	この指とまれリハビリセンター小金井	250
4	また明日デイホーム	250
5	NPO法人 Passo a passo	250
6	SOMPOケア 小金井 居宅介護支援	250
7	SOMPOケア 小金井 訪問介護	250
8	アースサポート小金井	250
9	グローリーケア	250
10	リハビリ・トレーニングセンター東京	250
11	スタークケアプランセンター小金井	250
12	スターク訪問看護ステーション小金井	250
13	ソフィア訪問看護ステーション小金井	250
14	つくば移動ケアサポート	250
15	パナソニック エイジフリーケアセンター東小金井・デイサービス	250
16	ひまわりケア	250
17	日生小規模多機能ホーム小金井	250
18	日生グループホーム小金井	250
19	わそら街なかナースステーション・サテライト アン訪問看護ステーション	150
20	医療法人財団美生会 介護老人保健施設秋桜	250
21	医療法人財団美生会 介護老人保健施設秋桜	250
22	医療法人財団美生会 介護老人保健施設秋桜	250
23	リハビリケアプランきくち	250
24	通所リハビリテーションきくち	250
25	デイサロン ラルゴ	250
26	医療法人社団総合会 武蔵野中央病院	250
27	医療法人社団総合会 武蔵野中央病院	250
28	医療法人社団大日会 通所介護事業所 陽なたリハビリデイサービス	250
29	デイケアうさぎ	250
30	シニアハイムうさぎ	250
31	グループホームうさぎ	250
32	小金井みなみ地域包括支援センター	350
33	介護老人保健施設 小金井あんず苑	250
34	あんずケアプランセンター小金井	250

35	介護老人保健施設 小金井あんず苑	250
36	介護老人保健施設 小金井あんず苑	250
37	グループホーム 杏の家	250
38	あんずホームヘルプサービス小金井	250
39	リンク居宅介護支援事業所	250
40	リンク訪問看護ステーション	250
41	介護相談室 めくいケアプラン	250
42	だんらんの家 武蔵小金井	250
43	だんらんの家 めくい	250
44	ケアプランセンターえいる	250
45	えいる訪問看護ステーション	250
46	ひがこ訪問看護ステーション	250
47	訪問看護ステーション ベすと	250
48	訪問看護ステーション 現	250
49	デイサービスFAMILY小金井	250
50	デイサービスFAMILY小金井別邸	250
51	こころデイサービス東小金井	250
52	こころデイサービス武蔵小金井	250
53	ジョイリハ小金井	250
54	ケアプラン えがお	250
55	コンパスウオーク小金井	250
56	ケアセンターふれあい	250
57	ケアセンターふれあい	250
58	デイサロンピースこがねい	250
59	介護付有料老人ホーム プレザングラン小金井	250
60	ケア21 東京西部	250
61	ケアリッツ小金井	250
62	デイサービスふく福	250
63	おとなりさん。ひこばえ	250
64	にこにこサービス	250
65	ニチイケアセンター小金井	250
66	ニチイケアセンター小金井	250
67	介護サポート 4ひきのねこ	250
68	デイサービス 4ひきのねこ	250
69	はっぴーライフケアセンター	250
70	はっぴーライフ新小金井	250
71	ベストライフ武蔵小金井	250
72	ベネッセ介護センター小金井	250
73	メディカルホームくらら東小金井	250

74	グランダ武蔵小金井	250
75	グランダ東小金井	250
76	ほりん	250
77	よつば訪問看護ステーション小金井	250
78	温心 居宅介護支援事業所	250
79	温心デイルーム	250
80	介護サービスステーション・ONSYN	250
81	デイサービス夢楽武蔵小金井	250
82	ケアプラン きぼう	250
83	ケアセンターきぼう	250
84	ケアプランこきん	250
85	訪問看護ステーション国立メディカルケア サテライトこきん	150
86	GENKI NEXT小金井前原町	250
87	東京リハビリ訪問看護ステーション サテライト小金井	150
88	花物語こがねいナーシング	250
89	花織こがねい	250
90	せらび小金井	250
91	デイステーション 涼風	250
92	訪問介護ステーション デイサービス本舗 スクラム	250
93	小金井ひがし地域包括支援センター	350
94	特別養護老人ホーム めく井の杜	750
95	めく井の杜(居宅介護支援事業所)	250
96	めく井の杜(ショートステイ)	250
97	めく井の杜(デイサービス)	250
98	小金井にし地域包括支援センター	350
99	小金井きた地域包括支援センター	350
100	桜町聖ヨハネホーム	750
101	桜町ケアマネジメントセンター	250
102	桜町聖ヨハネホーム	250
103	桜町高齢者在宅サービスセンター	250
104	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	350
105	桜町高齢者在宅サービスセンター	250
106	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	250
107	桜町ホームヘルプステーション	250
108	小金井訪問看護ステーション	250
109	桜町訪問入浴ステーション	250
110	特別養護老人ホームつきみの園	750
111	居宅介護支援事業所 つきみの	250
112	特別養護老人ホームつきみの園	250

113	中町高齢者在宅サービスセンター	250
114	中町高齢者在宅サービスセンター	250
115	中町ヘルパーステーション	250
116	総合ヘルス・ケア介護支援センター	250
117	小金井パークヴィラ	250
118	ヘルスケア訪問介護センター	250
119	介護付有料老人ホームアプリコ武蔵小金井	250
120	東京海上日動みずたま介護ST小金井ケアプランセンター	250
121	東京海上日動みずたま介護ST小金井	250
122	ケア相談室 友	250
123	NPOほっとわあく	250
124	ケアマネジメントセンターうてな	250
125	多機能型事業所うてな	250
126	ミクスチュア うてな	250
127	グループホーム うてな	250
128	ヘルパーステーションうてな	250
129	サービスブティック エンゼル	250
130	在宅介護サービスエンゼルの会	250
131	ケアプラン相談室 湧	250
132	ケアサポート 湧	250
133	ケアプラン 小金井かいわい	250
134	特定非営利活動法人 パーソナルケアサービス「小金井かいわい」	250
135	泰山木介護保険サービス	250
136	泰山木デイホーム	250
137	特定非営利活動法人 鳩の翼ケアプラン相談所	250
138	特定非営利活動法人 鳩の翼デイホーム	250
139	指定居宅介護支援事業所 のがわ介護相談室	250
140	デイサービスこがねい	250
141	北多摩中央医療生協のがわ訪問看護ステーション	250
142	くすの木 デイサービス	250
143	有限会社 小金井ケア・ワーカー・サービス	250
144	エイジレス介護センター	250
145	エイジレス介護センター	250
146	くすの木ケアプランセンター	250
147	はるかぜ居宅介護支援事業所	250
148	ケアサービスステーション春風	250
149	コミュニティホームのがわ	250
150	グループホームのがわ	250
151	さくらサポート 緑町	250

152	指定居宅介護支援事業所 赤とんぼ	250
153	多摩たんぼ訪問看護ステーション 小金井出張所	150
		39,850

※ 同一の事業所内で複数の事業を行っている場合は事業ごとに支給

149事業所×250枚＝ 37,250枚

訪問看護サテライト4事業所×150枚＝600枚

合計：153事業所 37,850枚

5/26 東京都から別途提供のあった寄付マスク2,000枚を追加

寄付マスク2,000枚 追加配布事業所

- ・介護老人福祉施設 3事業所×500枚（聖ヨハネ・つきみの・ぬく井の杜）
- ・各包括支援センター 4事業所×100枚
- ・本町高齢者在宅サービスセンター×100枚

合計：153事業所 39,850枚



令和2年5月28日  
福祉保健部地域福祉課

## 特別定額給付金におけるオンライン申請の停止について

### 1 経過

特別定額給付金申請におけるマイナンバーカードを利用したオンライン申請は、市が郵送で申請書を送付する前から申請することができ、利用する市民にとって、少しでも早く給付金を受け取ることとしてのメリットがあり国も推奨してきた。

本市においても、5月15日までの第1回目の支給（支給日5月28日）におけるオンライン申請数は3,087件あり、第1回目の支給にも一定の効果があつた。

しかしながら、この支給作業に際し、オンライン申請による情報は、本市の基幹系システムとの連携を図ることができず、世帯主でない方からの申請、二重申請、住民登録のない方の入力などの申請誤りが想定されたため、これらの確認を全件、職員の点検により行い、支給に至った。

5月25日より郵送による申請書を市民に送付しており、次回の支給（支給日6月中旬予定）に関しては、市民がオンライン申請をしても、その郵送申請と同時期に支給することとなるため、今後オンライン申請による市民のメリットもなくなるとともに、市の確認作業を軽減することで、少しでも早く支給作業を進めるため、オンライン申請を停止することといたしたい。

### 2 近隣市のオンライン申請停止実施市（予定も含む）

八王子市・武蔵野市・府中市・調布市・町田市

### 3 オンライン申請停止期間

令和2年6月6日（土）から8月31日（水）

上記期間は、郵送申請のみとする。

### 4 広報時期等

令和2年6月1日からホームページに掲載するとともに情報システム課及び市民課等関係課とも連携を図る。

事務連絡  
令和2年5月26日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）、熱中症予防対策担当部（局） 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課  
厚生労働省健康局健康課

令和2年度の熱中症予防行動について（周知依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

今年度は更に、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践することが求められています。また、熱中症により救急搬送者や医療機関を受診する方が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関に負荷がかかってしまうことが考えられるため、熱中症予防を一層徹底する必要があります。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下であることから、例年以上に熱中症に気をつけることが重要です。つきましては、国民の皆様が十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防をこれまで以上に心掛けていただけるよう、別紙1～3の内容について、関係者に周知いただきたくお願いします。

《本件照会先》

担当課室	環境省 大臣官房 環境保健部環境安全課	厚生労働省 健康局健康課地域保健室
担当者名	福嶋、石橋	十川、松川
TEL	03-5521-8261	03-3595-2190
FAX	03-5580-3596	03-3503-8563
e-mail	netsu@env. go. jp	communityhealth@mhlw. go. jp

## 令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

## 1 趣旨

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上での熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に集積されているわけではありませんが、特に心掛けていただきたい熱中症予防行動について取りまとめています。

## 2 熱中症予防行動の留意点

## (1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

○ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いため、お住まいの自治体の情報に従いましょう。

○ マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。

○ 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。

○ 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

○ 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにしましょう。

## (2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

### ○ 暑さを避けましょう。

- 室内の温度・湿度をごまめに確認し、適切に管理しましょう。
- 外出時は天気予報や「暑さ指数 (WBGT)」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう (WBGT は環境省ウェブサイトで提供 : <https://www.wbgt.env.go.jp/>)。
- 涼しい服装を心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
- 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください (急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。)

### ○ こまめに水分補給をしましょう。

- のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう (一般的に、食事以外に1日当たり 1.2L の水分の摂取が目安とされています。)
- 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。

### ○ 暑さに備えた体作りをしましょう。

- 暑くなり始めの時期から適度に運動 (「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日 30 分程度) を心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう (暑熱順化) (※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。)

※特に、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります。周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。

# 令和2年度の 熱中症予防行動

(別紙2)

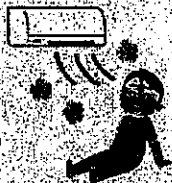
環境省  
厚生労働省  
令和2年5月

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

### 1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



### 2 適宜マスクをはずしましょう



距離を十分にとる



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

### 3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

### 4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

### 5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



## 熱中症予防に関する資料

- 環境省ウェブサイト

環境省のウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」では各種普及啓発資料や、熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数 (WBGT)」を公表しています。

「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 検索 | 環境省 熱中症



携帯電話用 QR コード

<http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>



スマートフォン用 QR コード

<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

- 厚生労働省ウェブサイト

厚生労働省のウェブサイト「熱中症関連情報」では、熱中症予防に対する厚生労働省の取組や、職場における労働衛生対策などを掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html)

(参考)

- スポーツ庁ウェブサイト

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と運動・スポーツの実施における留意点等については、スポーツ庁より情報提供されています。

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/jisa\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jisa_00010.html)

(別紙)

事務連絡  
令和2年5月27日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

第1 国の補正予算等

政府は、令和2年4月24日に令和2年度一般会計の予備費(260億円)の使用を閣議決定し(別添資料1参照)、令和2年5月26日に令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費(1,839億円)の使用を閣議決定したところである(別添資料2参照)。

また、政府は、令和2年5月27日に令和2年度補正予算(第2号)の概算について閣議決定し(別添資料3参照)、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症対策関係経費31兆8,171億円等を追加計上している。また、歳入面で、公債金31兆9,114億円(建設公債9兆2,990億円及び特別公債22兆6,124億円)を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度補正予算(第1号)(以下「補正予算(第1号)」という。)による補正後予算に対し、31兆9,114億円増加し、160兆2,607億円となっている。

総務省自治財政局財政課

令和2年度補正予算(第2号)に伴う対応等について

第2 補正予算等に係る財政措置

今回の予備費使用及び補正予算による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとしている。

また、今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

政府は、令和2年4月24日に令和2年度一般会計の予備費の使用を閣議決定し、令和2年5月26日に令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を閣議決定するとともに、令和2年5月27日に令和2年度補正予算(第2号)の概算について閣議決定したところであり、これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

第3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

今回の補正予算においては、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じた、家賃支援を

含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2兆円増額することとされている。

このほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、補正予算(第1号)分も含め全額国費による負担とした上で2兆2,370億円(医療分1兆6,279億円、介護・福祉分6,091億円)増額するとともに、全額国費により、雇用調整助成金の拡充等(4,519億円)、家賃支援給付金の創設(2兆242億円)等に係る事業を計上することとされている。

令和2年度一般会計予備費使用

[ 令和2年4月24日  
閣 議 決 定 ]

厚生労働省所管

新型コロナウイルス感染症対策に係る後期 25,978,092千円

高齢者医療給付費負担金等に必要経費

(参考)

予備費予算額	500,000,000千円
前回までの使用累計額	58,041,989
今回使用額	25,978,092
差引残額	415,979,919



令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用

令和2年度一般会計補正予算(第2号)等について

令和2年5月27日  
(単位 億円)

[ 令和2年5月26日 ]  
[ 閣 議 決 定 ]

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)		
(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係経費		318,171
① 雇用調整助成金の拡充等		4,519
② 資金繰り対応の強化		116,390
③ 家賃支援給付金の創設		20,242
④ 医療提供体制等の強化		29,892
⑤ その他		47,127
(イ) 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金の拡充		20,000
(ロ) 低所得のひとり親世帯への追加的な給付		1,365
(ハ) 持続化給付金の対応強化		19,400
(ニ) その他		6,363
⑥ 新型コロナウイルス感染症対策予備費		100,000
(2) 国債整理基金特別会計へ繰入		963
計		319,134

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額	△	20
合計		319,114

厚生労働省所管

医療機関等への医療用マスク・ガウン等 168,010,870千円  
 の優先配布に必要な経費  
 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な  
 経費

計 183,917,596

(参考)

新型コロナウイルス感染症対策予備費	1,500,000,000千円
前回までの使用累計額	53,112,071
今回使用額	183,917,596
差引残額	1,262,970,333

2 歳入の補正額 (歳入の追加額)				
(1) 公債	金	92,990		
(2) 特例公債	金	226,124		
	計			319,114

(備考) 上記の補正により、令和2年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,602,607億円となる。

なお、許数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

- 第二 特別会計予算の補正  
財政投融資特別会計、労働保険特別会計など3特別会計について、所要の補正を行う。
- 第三 政府関係機関予算の補正  
沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

令和2年度一般歳計補正予算(第2号)フレーム

(単位:億円)

歳入		歳出	
1. 公債金	319,114	1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318,171
(1) 建設公債	92,990	(1) 雇用調整助成金の拡充等	4,519
(2) 特例公債	226,124	(2) 資金繰り対応の強化	116,390
		(3) 家賃支援給付金の創設	20,242
		(4) 区家賃供付制等の強化	29,892
		(5) その他の支援	47,127
		① 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の拡充	20,000
		② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付	1,365
		③ 持続化給付金の対応強化	19,400
		④ その他	6,363
		(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000
		2. 国債整理基金特別会計へ繰入(利払費等)	963
		3. 既定経費の減額(議員歳費)	▲ 20
合計	319,114	合計	319,114

(注1) 許数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。  
(注2) 1.(2)には国債整理基金特別会計へ繰入(日本政策金融公庫の償還4,432億円)を含む。

# 令和2年度補正予算（第2号）の概要

## 1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費

318,171億円

### (1) 雇用調整助成金の拡充等

4,519億円

※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

### (2) 資金繰り対応の強化

116,390億円

- ・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕
- ・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕
- ・ 資本金の活用〔23,692億円〕

#### 金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

### (3) 家賃支援給付金の創設

20,242億円

### (4) 医療提供体制等の強化

29,892億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕
- ※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。
- ・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕
- ・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

(注) このほか、令和2年度補正予算（第1号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和2年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年5月26日閣議決定）を措置。

**(5) その他の支援**

**47,127億円**

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付

1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化

19,400億円

④ その他

6,363億円

・ 持続化補助金等の拡充 [1,000億円]

・ 農林漁業者の経営継続補助金の創設 [200億円]

・ 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ [560億円] ・ 自衛隊の感染症拡大防止 ・ 対処能力の更なる向上 [63億円]

・ 地域公共交通における感染拡大防止対策 [138億円] ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 [2,048億円]

・ 教員、学習指導員等の追加配置 [318億円]

・ 教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進 [502億円]

・ 学校再開に伴う感染症対策 ・ 学習保障等 [421億円]

・ スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業 [14億円]

**(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費**

**100,000億円**

**2. 国債整理基金特別会計へ繰入 (利払費等)**

**963億円**

**3. 既定経費の減額 (議員歳費)**

**▲20億円**

**補正予算の追加歳出計**

**319,114億円**